

平成 21 年 4 月 28 日
株式会社神戸製鋼所

買収防衛策の改定について（要旨）

当社の現行の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」は、本年 6 月開催予定の定時株主総会終了後最初に開催される取締役会終了時に期間満了いたしますが、本日の取締役会にて、経済産業省の企業価値研究会が昨年 6 月 30 日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言事項を取り込むなど一部改定の上継続することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

【改定趣旨】

- ① 現行の（いわゆる）買収防衛策において設置されている独立委員会（5 名の委員で構成）は、過半数の委員の賛成により意思決定をすることになっておりますが、対抗措置（＝新株予約権の無償割当て）を発動する勧告を当社取締役会に対し行なうにあたっては、社外取締役（2 名）が務める委員のうち、少なくとも 1 名が賛成していることを独立委員会の決議要件として付け加えることで、当社に対して善管注意義務を負う社外取締役の判断が独立委員会の勧告により強く反映される仕組みといたしました。
- ② 買収提案についての検討期間がいたずらに長期間となる懸念を払拭するために、取締役会および独立委員会による検討評価期間の延長期間に上限（最大 60 日）を設定いたしました。あわせて、検討期間に入る前の大規模買付者による情報の提供の期間についても、買収者に対して延々と情報提供を求めるなど、本来の趣旨を逸脱して追加的な情報提供を求めることをしないことを明記いたしました。
- ③ 買収防衛策に定める対抗策を発動する条件について趣旨を変えずに内容を明確にいたしました：
 - (ア) 大規模買付者が事後に当社の資産を買付資金の供与者に対する担保に供することを予定していることだけで、ニッポン放送事件の 4 要件（注）にいう「敵対的 LBO」として扱うことはしないことを明記しました。
 - (イ) 同じく、大規模買付者が事後に当社の資産の一部を売却等処分することを予定していることだけをもって、ニッポン放送事件の 4 要件（注）にいう「解体型買収」に該当する扱いをしないことを明記しました。
 - (ウ) 従業員・取引先・顧客・地域社会その他の利害関係者（株主以外のいわゆる「ステークホルダー」）の利益が損なわれるとして対抗策を講じるのは、結果とし

て、企業価値、ひいては株主共同の利益が著しく毀損されると合理的な根拠をもって判断される場合に限定することで、買収防衛策が株主共同の利益を守る趣旨であることを明確にしました。

(工) 買収提案が「本源的価値」に鑑み不十分な条件である場合を発動条件として削除しました。

④ 大規模買付者が保有する新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないことを明記いたしました。

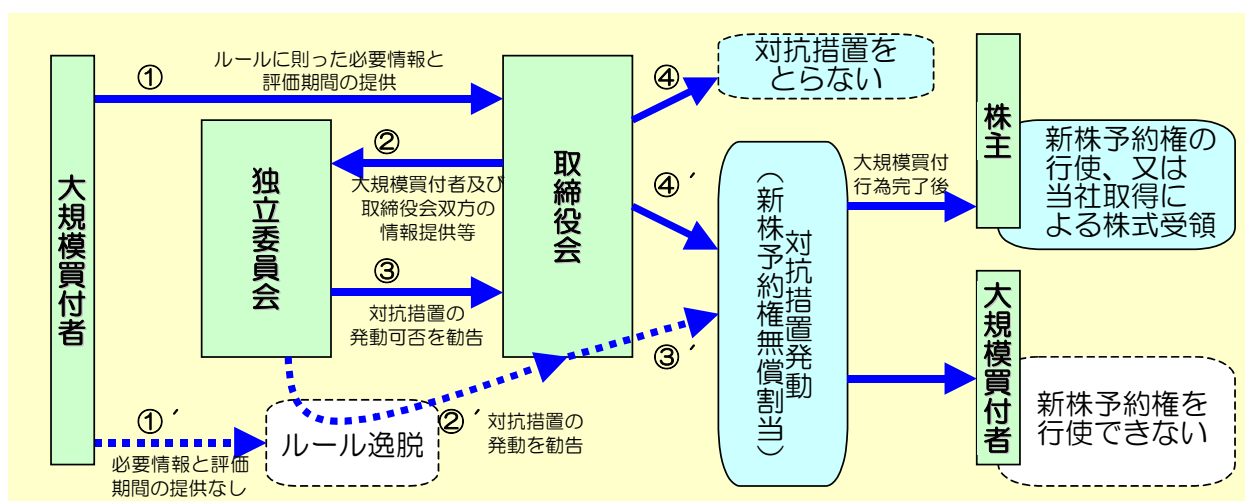
⑤ その他、株券電子化に伴う記載の修正を含む所要の修正を行っております。

(注) ライブドアとフジテレビのニッポン放送経営権をめぐる争いがあった際、新株予約権発行の差止め仮処分事件における東京高裁の決定（平成 17 年 3 月 23 日）で示された「株主全体としての利益の保護という観点から正当化する特段の事情」のこと：

- (1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（グリーンメイラー）
- (2) 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- (3) 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合（LBO）
- (4) 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合など、当該会社を食い物にしようとしている場合（解体型買収）

以上

参考：模式フロー図 <発動までの手続きについては、現行のものに変更ありません>



- ・ ルール遵守の場合は、原則として①→②→③→④
- ・ ルール逸脱の場合は、原則として①'→②'→③'